

鳥栖市投げ込み資料

平成28年11月8日

報道機関各位

鳥栖市市民協働推進課長 宮原 信

鳥栖市婚活支援イベント認定証交付式について

鳥栖市婚活支援イベント認定証交付式を、下記のとおり行いますのでお知らせします。

記

- 日 時 平成28年11月10日（木）午後3時から
- 場 所 市長応接室
- 内 容 鳥栖市婚活支援イベントの認定第1号の認定証交付式
- 認定イベント
 - ・名 称 VOYAGE DE 婚活
 - ・主 催 者 VOYAGE 高尾真一郎
 - ・開催日時 平成28年11月23日（水・祝）
午後6時～
 - ・開催場所 VOYAGE
(鳥栖市本鳥栖町704-11)

【連絡先】

市民協働推進課
男女参画国際交流係 下川・鳥飼
電話 85-3508

濃い恋来い♡

婚活支援イベント募集



市は、結婚のための出会いの場を求める独身男女にその機会を提供していただける婚活支援イベントを募集します。認定したイベントに対し、支援を行います。

■支援内容

- ・名義後援
- ・「市報とす」での情報発信
- ・市公式ホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信
- ・市役所や市公共施設での情報発信など

■応募方法

イベント企画書を市民協働推進課に提出してください。企画書は同課で配布するほか、市ホームページから印刷できます
※企画書提出後に面接を行います

■イベント主催者応募資格

結婚を希望する独身男女に対して、出会いの場を提供することができる市内の事業所、店舗、施設、各種団体など※飲食店、ホテル、結婚式場、旅行会社など

出会いの場とは

出会いを希望する独身男女を対象に、イベント主催者がそれぞれの特徴を生かし、自ら企画・運営するもの



独身男女の交流を促すパーティー、食事会



日帰りバスツアーなど

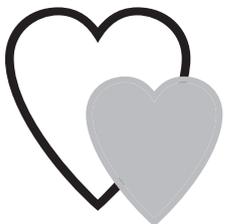


文化、スポーツまたはボランティア活動などのイベントや体験教室



交際力を高めるための自己啓発的な講座

※イベント実施についての留意点は裏面をご覧ください。





■イベント実施についての留意点

(1) イベントの実施についての留意事項

- ・ イベントの企画内容は、参加者にとって安心して参加できるものとし、過度な演出等、社会理念に照らして適当ではないと認められる内容を含まないこと。
- ・ 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘を行う等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ・ イベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮がなされ事故防止等に万全を期すこと。
- ・ イベント実施による参加者からの苦情等については誠意を持って対応すること。

(2) 個人情報の保護について

- ・ イベントの申込者や参加者の秘密及び個人情報は、主催事業者の責任のもとに管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。
- ・ 参加者の個人情報については、事前事後を問わず応じないこと。
- ・ 参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任で行わせること。
- ・ イベント参加者とのトラブルや、参加者間のトラブルについては、主催者が適切に対応すること。

(3) 経費等

イベント実施にかかる経費は、主催する事業者、参加者に負担していただきます。

(4) イベント終了後

- ・ イベント実施後10日以内に市市民協働推進課へ実績報告書を提出してください。

問い合わせ／鳥栖市 市民協働推進課 男女参画国際交流係 〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地
Tel 0942-85-3508 Fax 0942-83-3310 Eメール kyoudou@city.tosu.lg.jp

